

指針改訂に関して前回頂いた主な御意見

- 秘密管理性については、(現行の解釈変更にはならないと確認した上で) B 説に賛成。ただし、秘密管理性の程度は、情報の性質や企業規模等により相対的なものである。
- 営業秘密は、「使うこと」が前提である。そのうえで、どの程度の管理が求められているのか分からなかったり、厳しい管理が求められると、「守ること」ばかりに目がいって、「使うこと」が疎かになってしまう。それでは本末転倒。
- 秘密管理性については、セキュリティに「絶対」はない、ということを上申したい。すなわち、セキュリティには穴があり、穴があるから漏えいするわけであるから、穴があることをもって法的保護を受けられなくなると、何も守られない。サイバー攻撃が複雑化・高度化している昨今であれば尚更、完璧なセキュリティはないといえる。現在の判例は厳しすぎるのではないか。
- 指針の改訂については、シンプルなものを望む。何をどこまでやれば良いのか分かるように。
- 秘密管理性については、基本的に B 説に賛成。日々研究開発が進む現場では営業秘密は変わりゆくものでありそれを更新する必要がある。そういう状況において、客観的認識可能性を高めるための有効な手段がアクセス制限である。
- A 説については予見可能性がなく受け入れがたい。B 説の中にもバリエーションがあると思うが、あまり厳しくないものであれば良いと思う。ただ C 説的な観点も入れて欲しいと考えている。つまり、盗む意思が明白であり、本人が秘密として認識してあった場合などは、何ら客観的な管理措置(アクセス制限)がなくても秘密管理性を認めて欲しい。
- 私の考え方は B 説に近い。情報のアクセス制限が厳しくされていなくても、建物への入退が管理されているような状況で、行為者が情報を持ち出して転職したり、他社に開示したりしたのであれば、重要だと認識し

ていたのでしょうと言えるのでは。しょうもない情報を持ち出したのであれば、有用性や非公知性ではじけばいい。

- 化学技術の事件代理人をやっていた経験から申し上げると、裁判実務では、たとえばアクセス制限をしていたのか、秘密保持契約を結んでいたかなど、秘密管理を巡るあらゆるファクターを問われる印象。これは立法当時の議論からすると行き過ぎだと感じる。私としては、B②~C というあたりで良いのではないかと思う。
- 資料の「アクセス制限」の表現などは、直した方が良いと思う。
- 指針には、あまり具体的なことは書き込み過ぎず、別冊のマニュアルのほうに色々と書き込む形にしてはどうかと思う。
- 一般の人達にとって、分かりやすく、ついて行きやすいもの、という視点で検討を進めるべき。